

日本の
ひなた
宮崎県

資料 1

流域治水の概要

- ① 近年の水害発生の状況について
- ② 流域治水について
- ③ 宮崎県の流域治水プロジェクトについて
(枠組・スケジュール等)

① 近年の水害発生状況について

近年の水災害発生状況

時間降水量50mm以上の雨が增加

1時間の降水量が50mmを超える、非常に激しい雨が降る回数が増えています。発生回数は、約30年前と比べて約1.4倍に増加しており、今後さらに増加すると予測されています。



1時間降水量50mm以上の年間発生回数(アメダス1,000地点あたり)

出典：気象庁資料より作成（気象庁が命名した気象現象等を追記）



出典：H30年版水害統計より算出
水害被害額については、一般資産等被害額、公共土木施設被害額、公益事業等被害額を合計した値

1時間に50mmの雨が降ると、傘は全く役に立たなくなり、道路は水しぶきで一面が真っ白になってしまいます。

出典：国土交通省HP「カワナビ」

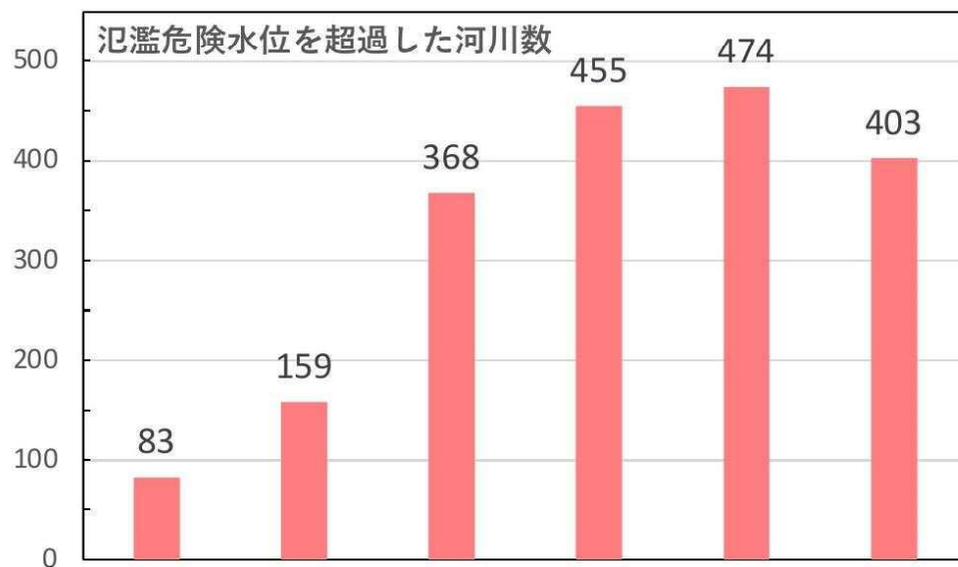
① 近年の水害発生状況について

近年の水災害発生状況

水災害の危険性が高まっています

気候変動の影響により、気温が上昇傾向にあり、強い雨が増える回数が増え、水災害の危険性が高まっています。実際、避難を開始すべき「氾濫危険水位」を超えるような洪水が発生しており、全国的に大きな被害が発生しています。

(河川数)



平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年
(1998河川) (1991河川) (2018河川) (2067河川) (2075河川) (2092河川)

出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会「気候変動の影響について」

※対象は、洪水予報河川及び水位周知河川であり、()内は各年の指定済み河川数。
河川数は、国管理河川と都道府県管理河川の合算。
国土交通省において被害状況等のとりまとめを行った災害での河川数を計上。
一連の災害により、1河川で複数回超過した場合は、1回(1河川)として計上。



出典：国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所

警戒レベル

- レベル3: 危険な場所から高齢者等は避難
- レベル4: 危険な場所から全員避難

出典：国土交通省HP「カワナビ」

② 流域治水について

流域に関わる全員で水災害に立ち向かう

「流域治水」の推進



「流域治水」とは、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速させるとともに、さらに集水域（雨水が河川に流入するエリア）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定されるエリア）にわたる流域に関わる全員で水災害対策を行う考え方です。

全員で
水害対策

対策の3つ柱

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

これら3つの柱に沿って、対策を紹介していきます。

出典：国土交通省HP「カワナビ」

② 流域治水について【流域治水施策イメージ】



日本の
ひなた
宮崎県

流域に関わる全員で水災害に立ち向かう

「流域治水」の推進

① 氾濫をできるだけ防ぐ 減らすための対策

雨水貯留機能の拡大 集水域
[国・市、企業、住民]
雨水貯留浸透施設の整備、
ため池等の治水利用

流水の貯留

河川区域
[国・県・市・利水者]
治水ダムの建設・再生、
利水ダム等において貯留水を
事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]
土地利用と一体となった遊水
機能の向上

持続可能な河道の流下能力の 維持・向上

[国・県・市]
河床掘削、引堤、砂防堰堤、
雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

[国・県]
「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導/
住まい方の工夫 氾濫域

[国・市、企業、住民]
土地活用規制、誘導、移転促進、
不動産取引時の水害リスク情報提供、
金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす
[国・県・市]
二線堤の整備、
自然堤防の保全



③ 被害の軽減、早期復旧・復興 のための対策

土地のリスク情報の充実 氾濫域
[国・県]
水害リスク情報の空白地帯解消、
多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する
[国・県・市]
長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化
[企業、住民]
工場や建築物の浸水対策、
BCPの策定

住まい方の工夫
[企業、住民]
不動産取引時の水害リスク情報
提供、金融商品を通じた浸水対
策の促進

被災自治体の支援体制充実
[国・企業]
官民連携によるTEC-FORCEの
体制強化

氾濫水を早く排除する
[国・県・市等]
排水門等の整備、排水強化

県：都道府県 市：市町村 []：想定される対策実施主体



**3つの柱の対策を組み合わせ、
総合的・多層的に水災害に備えます**

出典：国土交通省HP「カワナビ」

方針

- ➡ 河川管理者をはじめとする流域の関係者で構成する協議会を設置
- ➡ 流域全体で実施すべき治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水を推進する取組を行っていく。

対象

- ➡ 河川整備計画に基づき整備を行っている水系、事前放流を実施している水系
(※あくまで優先して取り組むこととしており、その他についても必要に応じ取り組み可能。)

関係者

- ➡ 国・県・市町村・企業
- ➡ 河川・下水道・都市計画・砂防・建築住宅・防災・農政・林務など

流域治水協議会

【目的】 流域治水を計画的に推進するための協議、情報共有を行う場

- ▶ 流域治水の全体像を共有、検討
- ▶ 流域治水プロジェクトの策定と公表
- ▶ 実施状況のフォローアップ

【組織】 各協議会規約の協議会構成のとおり



流域治水協議会幹事会

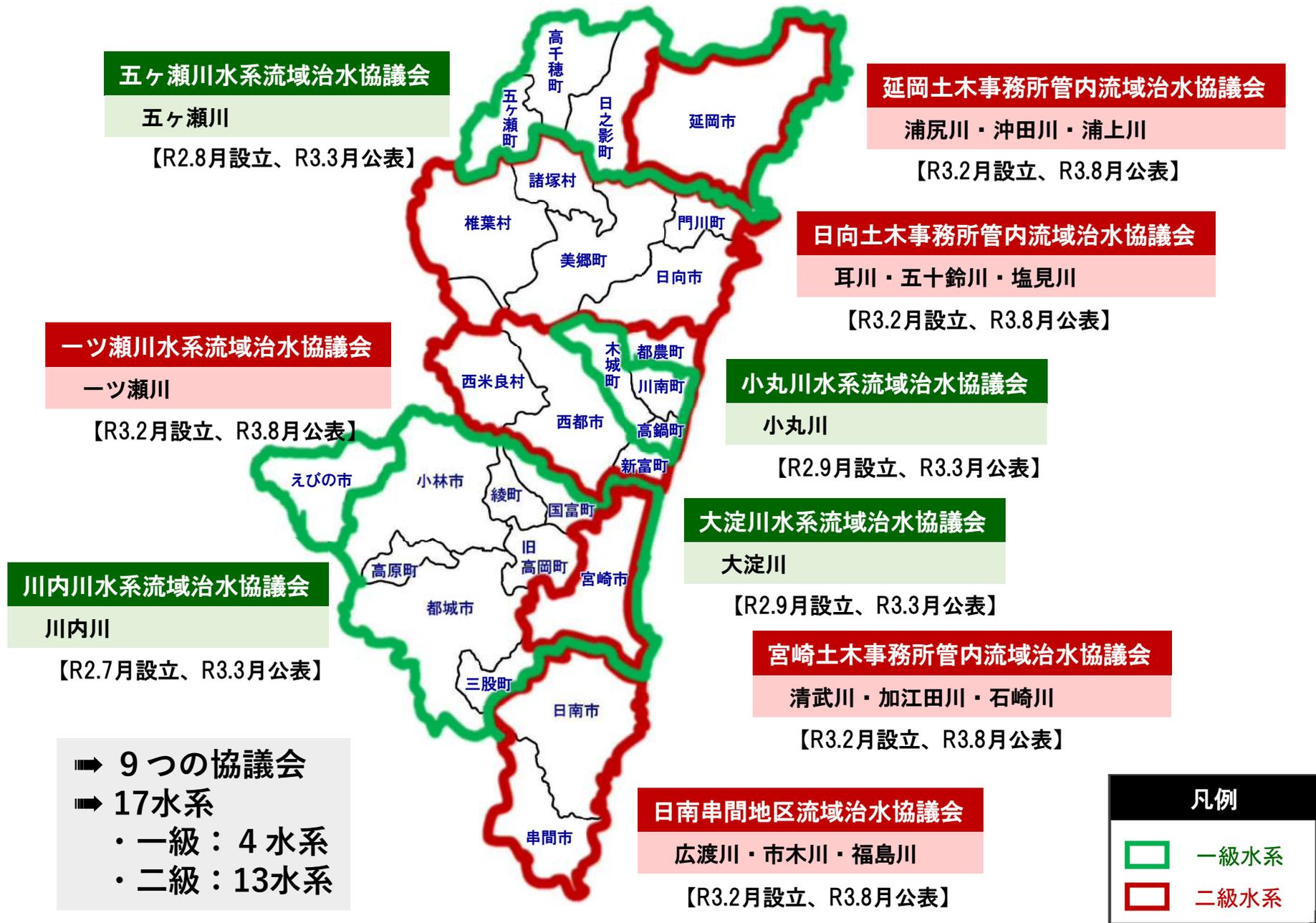
↓ 幹事会の設置

↑ 議論内容の報告

【目的】 流域の課題を踏まえつつ、流域治水プロジェクトに記載する具体的なメニューを検討

【組織】 各協議会規約の幹事会構成のとおり

宮崎県における流域治水の枠組



宮崎県における流域治水協議会の進捗



水系	協議会名	対象流域	事前説明	出先機関 事前説明	市町村 事前説明	協議会 設立	協議会 開催	幹事会 開催	協議会 開催	幹事会 開催	協議会 開催	プロジェクト 公表	
一級 水系	大淀川水系 流域治水協議会	大淀川	R2.7.9	—	—	R2.9.28	R2.9.28 【第1回】	R2.12.17	R3.3.18 【第2回】 公表前			R3.3.30 本省HP	
	小丸川水系 流域治水協議会	小丸川	R2.7.9	—	—	R2.9.28	R2.9.28 【第1回】	R2.12.17	R3.3.23 【第2回】 公表前			R3.3.30 本省HP	
	五ヶ瀬川水系 流域治水協議会	五ヶ瀬川	R2.7.9	—	—	R2.8.24	R2.8.24 【第1回】 ※幹事会	R2.9.24	R2.10.23 【第2回】	R3.2.3	R3.3.25 【第3回】 公表前	R3.3.30 本省HP	
	川内川水系 流域治水協議会	川内川	R2.7.9	—	—	R2.7.28	R2.7.28 【第1回】	R2.9.14	R2.9.29 【第2回】	R3.2.8	R3.3.17 【第3回】 公表前	R3.3.30 本省HP	
二級 水系	宮崎土木事務所管内 流域治水協議会	清武川 加江田川 石崎川	—	R2.12.11	R3.1.14	R3.2.18	R3.2.18 【第1回】 ※幹事会	R3.6.4 【第2回】			R3.7.12 【第3回】	R3.8.10 13:30~14:30 【第1回】 公表前	R3.8.30 【予定】 県HP
	延岡土木事務所管内 流域治水協議会	浦尻川 沖田川 浦上川	—	R2.12.11	R3.1.27	R3.2.12	R3.2.12 【第1回】 ※幹事会	R3.6.2 【第2回】			R3.7.8 【第3回】	R3.8.4 10:00~11:00 【第1回】 公表前	R3.8.30 【予定】 県HP
	日向土木事務所管内 流域治水協議会	耳川 五十鈴川 塩見川	—	R2.12.11	R3.1.7	R3.2.22	R3.2.22 【第1回】 ※幹事会	R3.5.19 【第2回】			R3.7.14 【第3回】	R3.8.5 11:00~12:00 【第1回】 公表前	R3.8.30 【予定】 県HP
	一ツ瀬川水系 流域治水協議会	一ツ瀬川	—	R2.12.11	R3.1.8	R3.2.4	R3.2.4 【第1回】 ※幹事会	R3.5.28 【第2回】			R3.7.14 【第3回】	R3.8.6 11:00~12:00 【第1回】 公表前	R3.8.30 【予定】 県HP
	日南串間地区 流域治水協議会	広渡川 市木川 福島川	—	R2.12.11	R3.1.7	R3.2.19	R3.2.19 【第1回】 ※幹事会	R3.5.27 【第2回】 中止、書面へ変更			R3.7.20 【第3回】	R3.7.28 13:30~14:30 【第1回】 公表前	R3.8.30 【予定】 県HP

二級水系 流域治水協議会のスケジュール

